

## 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費を助成します

### 「宮崎市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」の概要

#### 1 事業の目的

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（以下「軽度・中等度難聴児」という。）に対して、補聴器の購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得、コミュニケーション能力の向上等を図り、成長期における軽度・中等度難聴児の健全な発達を支援することを目的とします。

#### 2 事業内容

##### （1）助成対象者

次の要件を全て満たす児童

- ・ 保護者が本市に住所を有し、18歳到達後、最初の3月31日までにある人
- ・ 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障がいに関して身体障がい者手帳の交付対象とならない人（医師が必要と認める場合は、30デシベル未満も対象）
- ・ 宮崎大学医学部附属病院難聴支援センターの医師が補聴器装用を必要と認めた人

助成対象児童の保護者もしくはその配偶者または扶養義務者の所得が特別児童扶養手当の所得制限限度額以上である場合は助成対象となりません。

##### （2）助成対象費用

補聴器の購入及び修理に要する費用

##### （3）助成割合

上記費用の3分の2を助成、申請者負担は3分の1

（市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯は自己負担なし）

##### （4）その他

難聴支援センターの診察および意見書作成にかかる費用は自己負担となります。

#### 3 事業費

1,915千円（県956千円、市959千円）

#### 4 事業開始時期

平成26年9月1日

#### 【問い合わせ】

宮崎市福祉部障がい福祉課

電話 21-1772